

新潟地方裁判所委員会（第33回）議事概要

- 1 日時 平成29年1月18日（水）午後2時から午後3時30分
- 2 場所 新潟地方裁判所2号館候補者待機室等
- 3 出席委員
荒川義克，安中康裕，加藤裕，金子修，川崎泰，佐藤孝一，鈴木高志，竹下雄，田巻弘之，都築政則，西森政一，丹羽正夫（欠席委員 東寛）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要

(1) 意見交換

裁判員等選任手続を中心とした裁判員等への配慮について

5 意見交換の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

◎ 裁判員制度は，平成21年5月にスタートし，8年目に入っています。国民の皆様への御理解と御協力をいただき，既に刑事裁判の姿として定着してきているということが言えるかと思えます。

そして，全体として見るならば，順調に運営されているとは思いますが，個々の事件ごとに細かいことまで検討すると，問題がないわけではありません。例えば，一昨年には，公判に約2か月を要するような長期事件があり，昨年も，公判に約1か月を要する事件があり，裁判員の皆様への御負担をいかに軽減するかといった問題点がより切実に浮かび上がってきたように思いました。また，報道でも御承知だと思いますが，被告人の知人が裁判員に対して声をかけるという事件が他の裁判所で発生していることから，当裁判所においても，裁判員の安全を確保し，誰でも安心して裁判に参加できるよう細やかな配慮や工夫に努める必要があります。

これらの事情を考慮し，今回は，裁判員等選任手続を中心とした裁判員等への配慮について意見交換をさせていただきたいと思えます。

(1) 裁判員等選任手続までの間の手続及び裁判員等選任手続における配慮

意見交換に先立ち，事務局（刑事訟廷管理官）から，裁判員等選任手続までの間の手続について，裁判所委員から裁判員等選任手続における配慮について説明した。

主な意見等は，以下のとおり。

- メンタルヘルスサポート窓口の説明がありましたが，これまで実際に利用した人はどれくらいいますか。
- この3年くらいの間に裁判員等からメンタルヘルスサポート窓口を利用した等の話を聞いたことがありません。もっとも，全国的には利用している人もいます。
- ▼ 公判の休憩時間中の会話などでも，これまでにメンタルヘルスサポート窓口を利用したという話を聞いたことはありませんが，重い精神的な負担を感じていても口に出せない人もいますので，意識的に裁判所から声をかけて，体の

不調など問題を感じていないか話を引き出すように配慮しています。

○ 裁判員等選任手続の呼出しの際に裁判所付近の保育所の案内を行っているとのことですが、これまでに実際に利用した人はいましたか。

▼ 裁判所付近の保育園に関する情報を提供していますが、裁判員等候補者が実際に利用する場合には、裁判所を介さずに直接保育園と話をし、一時保育サービスを利用することから、具体的な利用状況については把握していません。

(2) 裁判員等選任手続後の配慮

意見交換に先立ち、事務局（刑事部裁判官及び主任書記官）から、裁判員等選任手続後の配慮について説明した。

○ 新潟地方裁判所において、裁判員等選任手続の辞退率や出席率はどのようになっていますか。

▼ 裁判員裁判が始まってからのデータになりますが、辞退率は、概ね6割から7割くらいの間であり、全国平均と比べても少し高くなっています。一方、裁判員等選任手続に呼び出した人の出席率については、概ね8割前後となっており、全国平均よりも高いです。この出席率の高さには、まじめな県民性が現れているのではないかと思います。

○ 先日、裁判員制度の出前講義をしていただいた後に、参加者と実際に裁判員に選任されたらどうかについて話したのですが、裁判員として選任されて遺体などの写真を見た場合には、重い精神的な負担を受けるのではないかと、食事をとることができなくなるのではないかとといった意見が男性からも出ました。裁判については、テレビなどでしか見たことがなく、あまり馴染みもないですし、遺体などの写真を見るということについては、性別を問わず不安に思うことがあると思うので、もっとメンタルヘルスサポート窓口の存在をPRすると良いのではないかと思います。

● 審理に必要不可欠な写真であれば見てもらわなければなりません。事前に行われる公判前整理手続で写真について厳選されており、イメージされているような重い精神的な負担を受けるとされる写真を見なければならぬ事件というのは本当に少ないと思います。このように証拠そのものを厳選することも裁判員の負担を減らすための配慮の一つだと考えています。

● メンタルヘルスサポート窓口のPRをこれまで以上に行うということについては、あまり意識していなかったため、検討したいと思います。

○ 裁判員が写真などを見て、重い精神的な負担を受けたというような具体的な事例がこれまでにありましたか。

● 他の裁判所で遺体などの写真を見て重い精神的な負担を受けたとして裁判になった事例がありました。この事例を契機に、裁判所では先ほど説明したような配慮の取組を進めてきています。一方、新潟では、裁判員が休憩中に涙ぐんでいることに気づき、裁判官が話を聞くなどしたことがありましたが、記憶していると

ころでは、この数年ではそれくらいしか事例がなく、重い精神的な負担を受けたとの申出を受けたこともありません。

- ◎ 今ほど説明したとおり、他の裁判所で裁判員を経験した方が写真を見て重い精神的な負担を受けたとして裁判が申し立てられたという事例があり、全国的にメンタルヘルスに対する配慮の取組を進めてきていますが、その事件以外に同様の事例で裁判になったということを耳にしたことはありません。
- 裁判員等経験者の中で重い精神的な負担を受けた人がどれくらいいるのか、統計を取っていますか。
- そのような統計は取っていません。
- 統計を取った結果、新潟地方裁判所では、重い精神的な負担を受けた裁判員等がないということが明確になるのであれば、アピールする良い材料になるのではないかと思います。もっとも、統計データを集めるために、手続終了後しばらくしてから再度裁判員等が集まる機会を設けて話を聞くのは大変だと思いますので、例えば、公判が終了した1か月後くらいに事後アンケートを郵便などで依頼し、それを集計して該当者がいないことを把握し、その結果を広く伝えるというのもPRにつながると思います。
- 例えば、評議の結果、有罪無罪の意見が分かれたときは、どのように結論を出すのですか。
- 多数決で決めることになります。被告人を有罪にする場合には、少なくとも裁判員と裁判官が1人以上入らなければならないこととなっていて、普通の多数決よりも要件が重くなっています。
- 自分の考えと異なる結論になった場合には、それ自体にストレスを感じることもあるように思います。
- 判断の結果に対するケアという点では、当庁には実例がありませんが、他の裁判所では、死刑判決を下した裁判員に対し、事後的に裁判官から連絡を取るなどして精神的なケアを図る取組をしている庁もあると聞いています。
- ◎ それ以外にも、裁判員等経験者の同窓会を行い、そこで話すことでケアするという取組を行っている庁もあるようです。
- 公式なものではありませんが、これまでに同じ裁判員裁判を担当した裁判員等と集まって懇談したこともありました。
- ◎ 貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。本日の御意見を参考に今後も裁判員等への配慮の取組を進めていきたいと考えます。

6 次回期日

未定（追って指定）